

標準的な運賃にかかる荷主企業宛て文書及びパンフレット等について

国土交通省・全日本トラック協会

令和2年4月、国土交通大臣によりトラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するためトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。

その後、8月から9月にかけて「標準的な運賃」の告示内容及び活用方法について県内6ヶ所において説明会を開催いたしました。

現在、岡山運輸支局へ事業者から標準的な運賃の変更届出が提出されており、その後、荷主企業に対する申し入れ、交渉となります。

この度、国土交通省及び全日本トラック協会において荷主に対して交渉を行う上で重要な説明資料となる下記の文章及びパンフレット等が作成されました。

必要な方は岡山県トラック協会本部及び各支部の方へご連絡いただければ必要部数を郵送いたします。なお、直接取りにこられても結構です。

記

- ① 安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い（荷主宛ての文書）
- ② トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました（パンフレット）
- ③ 貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉（チラシ）
- ④ 封筒（国土交通省・全日本トラック協会連名）

注：④の封筒で荷主へ郵送されても結構ですが、同封物は①～③に限られます。

【連絡先】

名 称	所 在 地	電話番号
岡山県トラック協会 本 部	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211
〃 岡山支部	〃	086-234-3211
〃 倉敷支部	倉敷市東富井850-1	086-425-0108
〃 備中支部	小田郡矢掛町本堀1296-1	0866-83-1365
〃 美作支部	津山市河辺722-5	0868-26-4436
〃 備前支部	備前市伊里中516-1	0869-67-2882